古典期アテナイにおけるフィリアと共同体

――「何人でも欲するもの」による訴追について―

栗原麻子

体をいかに支えていたのだろうか。 か。さらには、それら個人を支える近しいものとの人間関係は、全体としてポリス社会においていかなる意味を持ち、 追形式において、個々の市民は、周囲をとりまくさまざまな人々のうちいかなる範囲の人々の援助を、 ては、特定の犯罪について公訴といって、被害者にかわって加害者を訴えることが任意の第三者にたいして許されていた。また殺 訴訟において、いかなる第三者が被害者にかわって訴訟当事者となったのかに対象を限って検討する。アテナイの訴訟制度におい あってポリスの構造を規定していたといえる。本論文では古典期アテナイにおいて個人をとりまきささえていた人間関係の一端を 人訴訟においても、被害者のための訴追が必然的に第三者によっておこなわれたことはいうまでもない。これらの第三者による訴 ポリス社会は市民の集合体であり、市民の個人的・私的生活をささえる人的紐帯は、 とりもなおさずポリス社会の根底に 七八巻四号 実際に期待し得たのだろう 一九九五年七月 ポリス共同

はじめに

全ての友人(フィロス)たちにたいして、 このアゴラトスに復讐することを指示しました。 そして自分の妻が身籠っていると考え ディオニュソドロスは姉妹(ディオニュソドロスの妻 た。そしてこのアゴラトスについて、この男が彼の死の原因であると述べ、私と、彼自身の兄弟であるこのディオニュシオスと 筆者)を前にして、 彼自身の家産をふさわしいと思うように取り決めまし

ていたので、妻に、もしも息子が生まれたならばその子にアゴラトスが父を殺したと告げ、殺人者としてアゴラトスに復讐するよ

後の復讐が委ねられている。 描写している。 前四〇四/三年、三〇人の寡頭政権下に処刑されたディオニュソドロスの死の直前の場面を、 妻の兄弟と、 自分の兄弟、すべての友人(フィロス)たち、そして生まれてくる自分の子どもにたいして死 個々の市民が彼らの周囲の人々に支えられていたことを示す一例といえよう。 リュ シアスはこのように 古典期のアテ

ナイにおいて、

市民をとりまく人的紐帯はいかなるものであったのだろうか。

係は親しいものであることが期待されていた。 ったことには疑問の余地がない。 の親族関係を反映しながらも、 根底にあってポリスの構造を規定していたといえる。さいわい、個人としての市民をささえていた具体的な人間模様につ にとっても不可欠なものであったといえるだろう。 の殺人の法においても、とくに葬儀や復讐の義務を負う旨が明記されている。 紀前半にアテナイで活躍した法廷弁論家イサイオスの遺産相続訴訟を分析し、 いては前五世紀末から前四世紀にかけての法廷弁論が多くを伝えている。そのうち親族については、 ポ 市民権を伝達しポリス市民を再生産する場であった家が、 リス社会が市民の集合体である以上、市民の個人的・私的生活をささえる人的紐帯は、 実際の好悪の感情や利害に基づくきわめてオプショナルな性格のものであったのである。 血縁者には無遺言相続の場合の相続権が保障されており、実生活においても親族との関 さらに親族は、 ポリスの不可欠な構成要素でありかつ基本的な生活単位であ ソロンの葬式に関する法律においても、 親族の存在は、 つぎの結論を得た。 とりもなおさずポリ 市民個人にとってもポリス 親族の絆は、 先に筆者自身前 法制度上 ス社会の 四

子をもたない市民は「何人でも欲するもの」を相続人に指定することが認められていた。 とづく法定の相続順位よりも被相続人の意図が法制度上優先されていたのである。 の親疎に基づくものでもあった。 かしその一方で、親族との日常的な相互関与は、 こと相続権に関しても、 血縁による親しさを前提としつつも好悪の感情の影響を受け、 アテナイにおいては 「ソロンの遺言の法」によって、 しかもイサイオスの法廷弁論において 相続人の決定に際し、 嫡出 縁にも 実際 の男

のである。

のとの人間

関係は、

親子兄弟の間柄からポリス市民間の関係にいたるまで、

すべからくフ

ィ

リアの語で表すことができた

れ は、 は 排他的な構成原理ではなかったのである。 の実際が好悪の感情の影響をうけること自体は当然のことであるが、それが法廷という公の場で明言されていることから れら時に両立しない二つの判断基準のうち優先されていたのは故人との実際の近しさ(フィリア)の方であった。 が法廷でコンセンサスをもちえたことを知ることができる。④ 当時、 相続の妥当性 本来的に親族に関わり深い問題であった遺産相続においてすら血縁が決定的な判断基準ではなかったこと、 |の判断基準として血縁の濃淡(アンキステイア) と故人との実際の近しさ(フィリア) の二つが主張され、 血縁は前四世紀アテナイにおいて、 社会的結合の絶対的 人間 関係 そ

Щ 必要がある。 の市民を支えていた近しいものとの人間関係を、 筆者は近しさを表すギリシア語であるフィリアの語が、 非血 7共同体としてのポリ 縁 0 `別なくあらゆる人間関係における親しさをさす包括的な概念であっ スの人的構造をとらえるためには、 血縁・ 非血縁の別なくまずは総体としてポリス共同体の中に位置づける この問題を論ずるために有効であると考える。 それゆ え血縁のみならず、 た。 個 ポ ス ij の市民を支えていた近しい ス社会の根底に フ お IJ アとは、 て個

者が被害者にかわって訴訟当事者となったのかに対象を限って検討する。 お 特定の犯罪については、 i たことが予想される。 ても 頭に掲げ 被害者のための訴追が必然的に第三者によっておこなわれたことはいうまでもない。 たディ ォ = 被害者にかわって加害者を訴えることが任意の第三者にたいして許されていた。 それらの多岐にわたるだろう第三者による援助のうち、 ۳. ソドロ スの例に限らず、 個々の市民は様 スな局面において周囲の人々の アテナイの訴訟制度においては公訴といっ 本稿では、 訴訟において、 フィリアに支えられて また殺人訴訟に かなる第三

れらの第三者による訴追形式において、

個々の市民は、

周囲をとりまくさまざまな人々のうちいかなる範囲の人々の

37 (525)

会においていかなる意味を持ち、ポリス共同体をいかに支えていたのだろうか。ポリス社会理解の上でのフィリア概念の 援助を、実際に期待し得たのだろうか。さらには、それら個人を支える近しいものとの人間関係は、全体としてポリス社

有効性をまず次章にて確認し、そのうえで第二章以下、個々の市民を支えていたフィリアの実態について具体的に検討す

ることとしたい。

心として――」『史林』第七六巻四号、一九九三年七月。 - 拙稿「前四世紀アテナイの親族関係――イサイオスの法廷弁論を中

拙稿もその認識のもとおこなわれた分析である。 度大会共通論題報告)」『西洋史研究』新一八、一九八九年。また上掲度大会共通論題報告)』『西洋史研究』新一八、一九八九年。また上掲り会領会報告記事)および同「家・フラトリア・ポリス(一九八八年(史) 伊藤貞夫「オイコスの周辺」『史学雑誌』九六―九、一九八七年(史

③ 嫡出子がいる場合については、前掲拙稿第二章四一頁参照。直系卑

直系親族間の絆が、その他の親族と比べて絶対的であったことを示し属にたいする相続権が故人の遺志にかかわらず保障されていたことは、

Greek Popular Morality in the Time of Plato and Aristotle, Oxford, アテナイの民衆法廷が、民会と同様に一般市民の意識を反映してい

第一章 フィリア概念の有効性

フィリアと正義

用いられる包括的な語であった。そのためフィロスの語が友人や兄弟、親族といった個人をとりまく人々のうち、誰をさ すのかを判別するのがしばしば困難であるほどである。 フィロスとは親愛に基づく人間関係をさすギリシア語であり、血縁・非血縁の別なくおよそ近しいものとの関係をさして ポリス市民共同体等をあげることができる。ギリシアではこれら多様な人々が、フィロスの語のもとに総称されていた。 個人をとりまく具体的な人間関係としては、親族、姻族、友人、政治的な友愛団体であるヘタイレイア、デーモス仲間 ィロスが近しき人を表すギリシア語であるのに対して、近しさをさすのはフィリアの語である。この語は、 フィロス

ラテスの思い出』第二巻第三章一四節)。

この、

友(ヮイロス)を利し敵を害すのが正義であるという倫理観を成立させているのが、

の語が、 生命のない奴隷であるから。 (一一六一6) によれば、主人と奴隷との間にはフィリアは成立しない。 Щ 弟のあいだの親しさまで、近しいものとの関係を総称する包括的な概念である。 家』第一巻に引用されている、 いものとの人間関係が 一縁の濃さを凌駕する相続の正当性の基準として主張されていたのも、 かもこのフィリ 親愛にたつありとあらゆる人をさして用いられていたのに対応しており、 アの語は、 フィリアの語のもと一括されていたのである。 ただし奴隷に人格を認める場合には、 シモニデスの言葉である。 正義の観念と密接に結びついていた。 奴隷との間にもフィリアは成立するとい それを明確に定式化しているのが、 このフィリアであった。 もっともアリストテレ なぜならば奴隷は生命のある道具であり、 先にみたイサイオ 血縁にない友人同士の関係から親子兄 ンスの ギリシアにおいては親し _ = = スの法廷弁論 ブ ラト \exists において、 ン 道具は 0 国

対しては借りを返す、すなわち悪いことをすることであった。 引用して伝統的な解釈に固執するのである。 であるポレマルコスは、 『国家』においてソクラテスは、 シモニデスの、「それぞれの人に借りているものを返すのが、正しいことだ」(三三一E) 個人と国家にとって正義とは何か、 ポレマルコスにとって正義とは、友に対して何かよいことをなし、 という問いをたてる。 それにたいして対話 また敵に の句 の相

複数の著作家によって正義の観念と結びつけて語られている。 を加え るという形でポリス社会において黙認されていたのではなく、 この親疎によって果たすべき正義が規定されるという論理(以下「親疎の論理」)は、 友には先んじて善を施す男が、 最高の賞賛に価いする者と思われている」とソクラテスに語らせている むしろ人間関係を規定するものとして積極的に主張され、 一例を挙げるならば、 クセノフォンは「敵には先んじて害 単に人間関係の実際を追認す

正義とは友を利し敵を害することである、という一般的な見解に、

プラトンの描くソクラテス自身は与しな

互酬性と因果応報の観念であ

っ た。⑤ や敵に対する復讐を動機づけかたやフィロス間での相互扶助関係を形成していたのである。 互酬性の観念はギリシア社会に根強く、与えられただけのものをその程度に応じて返す、というこの原則が、 かた

人間関係の親疎を表すフィリアの語が、愛情という感情的な側面に用いられるとともに、個人的感情的側面 を越えて正

義を規定するものとされている点に、ギリシア人のモラリティの上での特色を見いだすことができるだろう。

ニ フィリアと共同体

さらにフィリアは、個人的な人間関係についてのみ用いられる概念ではなかった。

けて親族間の愛について考察する同第一二章である。まずフィリアと共同体の関係についての彼の見解を確認しよう。 にとって重要なのは、 アリストテレスは『ニコマコス倫理学』において、このフィリアを共同体の構成要素とみなしている。なかでも、 共同体におけるフィリアと正義(ト ディカイオン)の関係について扱う第八巻第九章と、それをう

ものとして、このような種々の愛(フィリア)がある」(一一六○□二五)として、具体例をあげつつ論じている。 共同体(コイノーニア)は、明らかに、ポリス共同体の部分をなすものである。そして、このような種々の共同体に応ずる アを、親子・夫婦・友人等の個人的な人間関係のみならず、ポリス共同体をはじめとし、部族仲間、 アリストテレスは、 . その部分をなすあらゆる共同体 (コイノーニア) の構成要素とみなしているのである。® 親族からポリスにいたるさまざまな共同体におけるフィリアについて「このようにして、すべての 航海仲間、 彼はフィ 宗教団体

々 アの程度が高まるとともに、(要求される)正しさの程度が高まるという性質があるが、 の正しさは明らかに同じものではないからである」(一六二a三〇)、あるいは「要するに、正しさにはもともと、 のうちにみられ、互いに等しい範囲にまで及ぶものだからである」(一一六○α八)と主張されていることからは、 「親しいものに対するのと、他人に対するのとヘタイレイア仲間に対するのと学友に対するのとでは、 それはフィリアと正しさが同じ人 フィリ その間 アリ

ことが明らかである。 ストテレ レスが、 親愛関係にある人々はその親愛の程度に応じて助け合うべきであり、 それが正義であると、 みなしている

期待されるのと同様に、 それゆえ『ニコマコス倫理学』 ポリス共同体の正義もまた、 の世界においては、 ポリス共同体におけるフィリアを根拠とし、そのフィリアの程度に 親子・兄弟間において、 その間のフィリアの程度に相当する正

三 フィリアについての先行研究

応じて期待されていると理解して差し支えなかろう。

態についても、 際の政治過程におけるフィリア(友愛)の機能について、 ている以上当然のことであった。一方、これらモラリティーについての研究のかたわら、 ついての諸研究が指摘してきた。 このフィリア観念がギリシア人の倫理観に重要な位置を占めていることについては、はやくから民衆道徳に 古くより、クセノス (賓客)関係などの固有の人的結合形態や政治上の友愛団体へタイレイア、 これは、 フィリアの語が正義(ディケー)の観念と密接に結びつき、 個別実証的に論じられてきている。 ® フィリアに基づく人間関係の実 明確な倫理性を帯び あるいは実

精神の具体的発現とみなされていたことを指摘している。すなわちミレットによれば、 係』(一九九一年)が、フィリアにともなう相互扶助の理念に着目し、市民間の無利子の貸借がポリス共同体(コイノーニア) いていかに機能していたのかに着目した研究は現在のところ皆無に近い。 しかしながら、 この倫理的徳目としてのフィリアが、 共同体(コイノーニア)の構成要素として、 唯一

中・ミレットの

『アテナイにおける

貸借関 従来アテナイの貸借関係を論ずる 現実のポリ ス社会にお

うえで中心的に扱われてきたのは、銀行などによる利子付の貸借であったが、これは、

市民にとって第一義的な貸借の手段であったのは市民間の相互扶助による無利子の貸借であった。

利潤を目的としない貸借関係が、親族、友人などのフィロスの間にその親しさに応じてとりむすばれていたのである。

41 (529)

無利子あるいは低利子

非市民を対象としたものであり、

てこのエラノス貸付に多く出資していることは、 さらにはエラノスと呼ばれる相互扶助的な講を形成することで、 同時代の法廷弁論によって、 フィリアにもとづく無利子の貸借がおこなわれた。 市民間のフィリアの現れ、 共同体精神の発 そし

価されるべきであろう。 「ィリア概念がポリスの共同体精神をも支えていた可能性を歴史的に検討した先駆的研究として、 また彼がエラノス貸付について検討した、市民全体をフィロスとみなす観念は、 ミレ ット 前五世紀末の民 ・の業績

現として称揚されていたのである。

語彙を民衆にたいして用いていることを、W・R・コナーが指摘している。 フ 衆派の政治家たちにも共通して認められる特徴である。デマゴゴスたちが、 、ィロスとして共同体の構成員をとらえる人間関係認識のあり方は、アリストテレスの概念的な著作に限られていたので フィリア概念をポリス共同体全体に適用し、 従来「フィロス」にたいして用いられてきた

はなく、 同時代のアテナイ社会に息づいていたということができるだろう。

たのか、というフィリアの実態についての具体像を、ミレットの分析からは得ることができない。 い と正義の関係については言及していない。 である。 、たのかについては全く検討されていないのである。そのため、 . 市民共同体にまでひろがるさまざまな人的紐帯のうちどのような範囲の人々が相互扶助の核として実際に個人を支えて トの指摘は、 とはいえミレットの著作は、 そのため彼は、 アリストテレスから敷衍したモデルの段階にとどまっており、 先にのべたフィリアの倫理的特性のうち貸借関係にともなう互酬性にもっぱら着目し、 フィリア概念の実態を、無利子の貸借というきわめて限られた側面について検討したもの また無利子の貸借関係がフィリアの程度に対応して形成されていたというミレ ある個人がいかなる範囲の人々の援助を実際に期待し得 親族、隣人、ヘタイレイア、そしてより広 フィリア

四 問題の所在

そこで本稿ではミレ ッ トの研究成果を念頭におきつつも、 フィリアにともなう倫理的徳目のうち特に正義との関係に着

第三者による訴訟形式の分析に入ることとしたい。 らには殺人に関する訴訟の三種の訴訟をとりあげたい。殺人に関する訴訟については別に論じるが、とりわけ前二者にお な援助をする、忠告をする等のさまざまな形態が指摘されているが、それらの側面的援助に比してより積極的な関与と考 個人をとりまく人間関係を市民共同体にいたる広範な人間関係にわたって検討することが可能である。それでは次章以下 を要する弱い立場の人々に対する虐待を告発する虐待のエイサンゲリア、侮蔑的な言動を告発するヒュブリスの公訴、 えられるのが、第三者が被害者にかわって訴訟当事者となり、加害者を訴える場合である。ここでは、孤児などの、保護 て被害者をとりまいていたフィリアの実態について検討する。訴訟における第三者の援助としては、証言にたつ、金銭的 正義発現の場であると考えられる訴訟において被害者がいかなる第三者による援助を期待できたのか、訴訟にお 加害者に対する告発が任意のアテナイ市民に開かれていた。そのためこれらの訴訟を対象にすることによって、 さ

- セノフォン『ソクラテスの思い出』第二巻第三章。 のうち、兄弟もフィロス(友人)のうちであったことについては、々
- ② 第一巻第六一九章 (三三一E一三三六A)
- ア人であった。③ 藤沢令夫訳『国家』(『ブラトン全集 一一』、岩波書店、三七ペー
- 古典期のギリシア語文献における、友情の義務の重要性については、
 Tover (1978), pp. 180-184 および Pearson 随所、特に第一章、第五章以下参照。Pearson, L. (1962), Popular Ethics in Ancient Greece, Stanford, California. また Blundell が、悲劇作家のソフォクレスについて彼の複数の作品の根底にこの「敵を害し友を助けるのが正義でついて彼の複数の作品の根底にこの「敵を害し友を助けるのが正義である」という観念が横たわっていることを指摘している。Blundell, M. W. (1989), Helping Friends and Harming Enemies: A Study in

- Sophocles and Greek Ethics, Cambridge U.P.
- © Millett, P. (1991), Lending and Borrowing in Ancient Albens, Cambridge U.P., pp. 116-123. Blundell (1989), pp. 26-59.
- ⑥ 第八・九巻が全体としてフィリア論にあてられている。なお以下に⑥ 第八・九巻が全体としてフィリア論にあてられている。なお以下にの 第八・九巻が全体としてフィリア論にあてられている。なお以下に
- (一一六一b一一)」とも表現している。(コイノーニア)において存在することはすでに述べたとおりである① 「このようにして、 すべての愛(フィリア)が人と人の結びつき
-)逆にフィリアのないところには正義もない、 とも 述べら れている広義の語である。

9

- pp. 31-35. Pearson (1962), pp. 15-17, 86-89 in Homer and Aristotle', CQ n.s. 13, pp. 30-45. Id. (1972), Moval (1978). Earp, F.R. (1929), The Way of the Greeks, Oxford U.P. Values and Political Behaviour in Ancient Greece, London. Dove: Adkins, A.W.H. (1963), "Friendship" and "Self-Sufficiency"
- endship, Wilfrid Laurier University Press of Michigan Press. Lacey, W.K. (1968), The Family in Classical 島大)』二〇、一九九三年三月。親族について、法廷での証言の分析か Paris. 向山宏「Skolia Attica における Hetaros」『西洋史学報(広 O. (1974), Les Groupes d'Alcibiade, de Leogoras et de Teucros Politics and Litigation, The University of Texas. Aurenche, and the Greek City, Cambridge. 高畠純夫「古代ギリシアの外人観 おけるフィリアの機能について Hutter, H. (1978), Politics as Fri Greece, Cornell University Press, Ithaca, New York. 政治過程に Id. (1993), The Family, Women, and Death, 2nd ed., The University ら双系アンキステイアの重要性を指摘した Humphreys, S.C. (1986) タイレイアについて、Calhoun, G.M. (1913), Athenian Clubs in 九八八年四月)。葛西康徳「ホメーロスにおけるクセイノスの一側面」 'Kinship patterns in the Athenian courts', GRBS 27, pp. 57-91 (安藤弘編『叙事詩の世界』所収、新地書房、一九九二年二月)。 〈 (弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ』所収、河出書房新社、 クセノス関係について Herman, G. (1987), Ritualised Friendshif

Athens, Indianapolis, Cambridge Connor, W.R. (1971), The New Politicians of Fifth-Century

以りこと、Sociabilité, pouvoirs et société: actes du colloque de rouen また近年のソシアビリテ研究の進展が古代史とも無縁ではないこと

> 特以 Schmitt-Pantel, P. 'Les pratiques collectives et le poltique dans la cité grecque', Ibid, pp. 279-288 が指摘している。 24/26 novembre 1983, publications de l'Université de Rouen, 1987, (532)44

St., eds. (1990), NOMOS, Cambridge U.P. Athenian Law and Society' in: Cartledge, P., Millett, P., Todd Millett (1991). Id. (1990), 'Sale, Credit and Exchange in

Connor, W.R. (1971), pp. 100 ff.

Anthropology 1, pp. 313-69. 訴訟に伴うへタイレイアによる証言・ lations on Stage: Witnesses in Classical Athens', History and の買収等援助について Calhoun (1913) 法廷における証言について Humphreys, S.C. (1985), 'Social Re-

本稿第三章。

をここであらかじめ列挙しておきたい。 本稿で参考にしたアテナイ法制度に関する先行研究のうち主なもの

fahren, Leipzig. MacDowell, D.M. (1978), The Law in Classical U.P. Lipsius, J.H. (1905-15), Das attische Recht und Rechtsver-Chicago. Harrison, A.R.W. (1968), The Law of Athens, Oxford Athens, London (1930-8), The Administration of Justice from Homer to Aristotle 法制史全般をあつかったものとして Bonner, R.J. & Smith,

of hybris in Athens' in: Cartledge et. al. eds., NOMOS, pp. 123of Criminal Law in Ancient Greece, Berkeley, California. 性的規 U.P. ヒュプリスの公訴について Fisher, N.R.E. (1990), 'The Law Society: The enforcement of morals in classical Athens, Cambridge 範に関する訴訟について Cohen, D. (1991), Law, Sexuality, and 138. Id. (1992), Hybris, Warminster. Gagarin, M. (1979), 'The 公訴全般をとりあげたものに Calhoun, G.M. (1927), The Growth

Putnam, M.C.W. eds., Arciouros, pp. 229-236. Gernet, L. (1917) Recerches sur la développement de la pensée juridique et morate en Grèce, Paris. 特殊な訴訟の形式以つこと Hansen, M.H. (1976). and Kahourgoi, Alimoi and Pheugontes: A Study in the Athenian Apagoge, Endeixis Administration of Justise in the Fourth Century B.C., Odense, 私訴以りこと Beauchet, L. (1897), L' Histoire du

Athenian Law against Hybris', in: Bowersock, G., Burkert,

, ∀.

殺人訴訟に関するずのとして Gagarin, M. (1979), 'The Procecution of Homicide in Athens', *GRBS* 20. pp. 301-323. Hansen M.H. (1981), 'The Prosecution of Homicide in Athens: A Reply'

droit privé de la république athénienne, Paris

GRBS 22 pp. 11–30. MacDowell, D.M. (1963), Athenian Homicide law in the Age of the Ondors, Manchester U.P. Evjen. H.D. (1971), '(Dem.) 47, 68–73 and the ôίκη φόνου', RIDA 18, 1971, pp. 255-65. Pantagiotou, S. (1974), 'Plato's Eutyphro and the Attic Code on Homicide', Hermes 102-3, pp. 419-437. Grace, E. (1975), 'Note on Dem. xlvii 72', Eirene 13, pp. 5-18. 小田洋「アテネにおける殺人訴訟」『鹿児島大学法文学紀要』四、一九六八年、市沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三六九八六十年所収がある。

乳章 公訴制度

ることのできる」点で、アテナイ民主制の精神にかなうものとみなしている。またプルタコスは「ソロン伝」(第一八章)『アテナイ人の国制』(第九章第一節)は、 これを「何人でも欲するものは不正を加えられている人々のために償いを求め 点をとらえて、研究史上公訴と呼ばれている。この公的訴追制度は前六世紀末にソロンによって導入されたとつたえられ、® 訴追権が任意の第三者に開かれた裁判であるグラペーは、個人に対する加害がポリス全体に対する加害とみなされていた 者にかわって加害者を告訴することが許されていた。訴追権が本人に限られていた古来の裁判ディケー(私訴)にたいして、 虐待のエイサンゲリアやヒュブリスの公訴をはじめとする一連の訴訟形式においては、任意の第三者にたいして、被害

られた 誰かが打たれたり、 暴行されたり、 傷つけられたりした場合、 能力と意思のあるものは誰でも加害者を告発して訴えることが認め

で、同じくソロンの公的訴追制度導入について言及し、

とのべたあとで、これを

市民たちにあたかも一つの身体の部のように、互いに同じ感覚を持ち、苦痛を分かちあう事を欲する

精神にもとづくものとして説明しているのである。

下本稿では、訴訟を起こすことを期待されていた第三者の具体的な様態について検討していく。公訴において、 テナイの現実において、具体的には誰のことをさしていたのだろうか。またアリストテレスがそれを民主制の精神にかな ポリスにおける公共の正義の性格に関わる問題であるといえるだろう。 うものとみなすとき、彼は公的訴追の精神のどこに民主制の精神を見いだしていたのか。このような問題関心のもと、以 漠然と市民一般を念頭に置き、またアリストテレスが「何人でも欲するもの」と表現する有意の第三者とは、 が実際にいかなる第三者による正義の実現を期待し得たのかということは、個人を支える人的紐帯の問題であると同時に しかし後一世紀から二世紀にかけての著作家プルタルコスの言を鵜吞みにすることはできない。ここでプルタルコスが 前四世紀ア ある個

であったので、これら虐待のエイサンゲリアやヒュブリスの公訴に関連する私訴についてもあわせて取り扱わなくてはな らない。 ただしアテナイの裁判制度のもとにあっては、 同一の条件を公訴・私訴にまたがる複数の訴訟形態で訴えることが可能

公訴にかんする先行研究

う。 「リアと正義の関係に焦点を当てる以上、公的訴追制度の実態と精神についての、法制史上の研究蓄積を切り放して論じ ここで公訴に関する先行研究を概観し、公的訴追制度についての研究の現状と共通理解を確認しておく必要があるだろ 公訴についての研究史は、アテナイ市民をとりまく人的紐帯の解明を当面の目的とする、本稿の関心とは直接かかわ また筆者にそれを論ずるための十分な準備があるともいえない。とはいえ、こと公訴をとりあげることによりフ

響する、

という側面が強調される。

7

の対対

衆となる被害者が

いずれも法的・実質的に無力な存在であったことをとらえて、

が 二にそれと関連して、 は、 アテナイにおける公共の正義の意味を問うことにほかならないからである。 ル いかなるものとみなされていたか、 タルコスの記述そのままに、 第三者による訴追において、 そのため本稿と関わり深い次の二点に限って、 公的訴追制度が「何人でも欲するもの」に開かれていたことの意味、 第三者として期待されていたのが市民一般であったとみなすことはできるのだろうか。 実際には誰が訴え、 という点についても確認しておく必要がある。 また誰が訴えるべきものとされていたのか、ということである。 先行研究の見解を確認しておくこととしたい。 公的訴追制度の精神を問うことは、 すなわち公的訴追制 度の精神

民主制の精神に沿ったものであることについて先行研究は一致して認めている。 テナイ人の国制』 しておこなわれたヒュブリスが民主制の精神に反し民主政体に害を及ぼすものであることが随所で主張されている。 ン伝」の他に、後述するデモステネスの『メイディアス弾劾』と、 公的訴追制度についての基本資料としては、先にのべたアリストテレスの まずイソクラテスの『ロキテス弾劾』では、 の記述においても、 公的訴追制度は民主制の精神に適うものとみなされていた。これらをうけ、 公訴の対象とされる罪状のうちヒュブリス (傲慢) に言及し、個人に対 イソクラテスの 『アテナイ人の国制』とプ 『ロキテス弾劾』 をあげることが N タ N = ス 公訴が の ーソ

ない あった、 た本人のみならず任意の第三者に訴追権があたえられていることの意味については、 「何人でも欲するもの」 ところが虐待の ものにも影響する」 三 面 イサ が強調される。 (第四五節) に許されていた点をとらえて、 ンゲリアやヒュブリスの公訴といった個人に対する加害を対象とする公訴において、 と主張されているのが、 『メイディアス弾劾』で「すべての暴力行為は、 それら個人に対する加害が、 この見解にあたるといえよう。 公に対する傷害であり、 潜在的に共同体自体に対する侵害で 見解が分かれる。 他方では、 虐待の 一方では、 被害を受け Ė 直接関わら イサ 告発が ン

無力な個人にかわって社会が復

ヒュブリスの公訴について、 法廷弁論において、 これらが共存していたことを示している。 さもなくば両方の目的を併記しながらも、両者の関係について検討してこなかった。その中で、⑤ 被害者のための復讐の必要性と共同体の侵害とが二つながら公訴の目的として主張されていること 個人に対する犯罪であるという点において、 にもかかわらず先行研究は、 ヒュブリス罪は私的な訴訟であると指摘の 共同体にたいする侵害という側面のみを強調 フ ィ ッ シャ ľ

的の、 者として誰が実際に訴え、 本稿ではこの問題に正面から立ち入ることはしない。 個人のための復讐といういわば私的側面と、公共にたいする侵害という公的側面は、 また訴えることを期待されていたか、という本稿の問題に置き換えることができる。 しかし訴追権が任意の第三者に許されていたことの意味は、 公訴の実例において、 の

関連を問い、この二つの側面を一つの制度の中に共存させていた論理を見出さなくてはならないのである。

訴追権が第三者に許されていたことの意味を明らかにするためには、

公訴の私的側面と公的側面との

ることが目を引く。

帯の実際にも規定されていると考えられる。 対する意識や人間関係のありかた、すなわち公共の正義とフィリアの関係にもたちいって検討する必要があるだろう。 な実効性を阻む一因であったとするならば、 なかった。 第三者として誰が実際に訴え、また訴えることを期待されていたか、という問題についてもまた、ほとんど検討されてこ たは訴えるべき第三者を動機づけ、アテナイ社会における公訴の実態を規定していたであろうからである。 し訴訟例にあらわれる被害者と告訴者との関係は、 公訴の目的について二つの異なる側面がともに主張されながらその両者の関係が追求されることのない状況にあっては、 公訴において一定票を得ることができなかった場合告訴者に財政的な負担がかかったことに加えて、 虐待のエイサンゲリアやヒュブリスの公訴の実例が少ないことがしばしば指摘される一方で、 コ パ ンテス(告訴常習者)として非難されることにたいする危惧がもっぱら挙げられてきたのである。 そのような状況の背景にあって公的訴追制度の運用を規定していた、 シュコ 裁判に対する意識のあり方に影響されるとともに、 パンテス呼ばわりされることにたいする危惧が公的訴追制度の直接的 アテナイの人的紐 アテナイ人の裁 その理由として 訴えま しか そ

アの具体的発現形態を明らかにし、 れゆえ本稿では公訴の実例を具体的に検討することによって、 さらには公訴の精神とフィリアの関係についての見通しを得ることを目的として、 虐待のエイサンゲリアとヒュブリスの公訴におけるフィ 以

IJ

ヒュブリスの公訴

下検討を進めることとする。

に従い、 このヒュブリスの公訴を用いることができた のいうところの「誰かが打たれたり、暴行されたり、傷つけられたりした場合」には、そのほかの公訴私訴とならんで、 に用いられた、とするなど、 いられる語である。 まずヒュブリスの公訴についてとりあげよう。 暴行等に内在する傲慢・侮蔑的な精神を対象としていたと理解してとりあえずはさしつかえない。 ルシェンブシュが、 ヒュブリスの公訴の適用要件については諸説あるが、ここではマクダウエル、 法律用語として用いられる場合には、法律で定められた一定の犯罪について狭義 ヒュブリスとは傲慢を意味し、一般に節度をこえた振る舞いについて用 フィ プ ル タ ルコ シャー ス

7 の正確な法文をデモステネスの『メイディアス弾劾』(第二一番弁論四七節) が伝えている。

子どもであれ女性であれ男性であれ、 出すること。 訴えられる。 たいして違法行為をはたらいたものは何人であれその能力のあるアテナイ人の誰でも欲するものによって、 支払うに価する。 ○○○ドラクマを納めること。 民衆法廷は有罪の評決の場合、 テスモテタイは公務に妨げられることなくば訴えの後三〇日以内、 法のもとに公訴をおこなったものは、 ヒュプリスで訴えられたものが罰金刑を宣告された場合、 自由人であれ奴隷であれ、 直ちに刑を確定すること。 訴訟を取り下げ、あるいは評決の五分の一を得なかった場合には、 これにたいしてヒュブリスをはたらき、 決定がいかなるものであれ、 さもなくばできるだけ早く、 ヒュブリスが自由人に対してなされた 被告はそれを甘受しあるいは あるいはこれらのものに テスモテタイのもとに 民衆法廷にこれを提 国庫に

ものであれば、罰金を支払うまで投獄される

明言され、 の 題であることが強調されている。 明らかであるため、 論の行論においては、 訴であったと理解されている。実際には私訴の形式を踏んでいるものの、弁 あげた『コノン弾劾』に酷似しており、これについては私訴であったことが ように、他の訴訟形式をとった訴訟例の中にも、このヒュブリスの公訴によ の スなる上流市民のヒュブリスが問題とされている。 ソクラテスの第二〇番弁論『ロキテス弾劾』である。この弁論では、 る告訴をほのめかしているものをみることができる。その一例が先述の、 ヒュブリスの公訴の実例はほとんど残っていない。 ュブリスという精神的な状態を立証することが困難であったためか、こ ヒュブリスの法によりつつ、これが原告の私事ではなく公共の問 『ロキテス弾劾』もまた、 案件がヒュブリスの公訴に妥当するものであることが ヒュブリスの公訴ではなく私 訴訟の案件が、 しかし表一―一にみる 同じ表に ロキテ

訴によらなかったものの、要件がヒュブリスの公訴と重複し、 よる公訴の可能性を弁論中に指摘しつつも、実際には被害者自身が訴訟をお ス罪に価するものとして弁論中に提示されている三例においては、 のこる『メイディアス弾劾』をあわせて、これら実際にはヒュブリスの公 かつヒ 第三者に ブリ

は

こなっているのである。

つづいて実際にヒュブリスの公訴によったことが明らかであるものとして

表一―二に示したアポロドロスによる訴訟(デモステネス第四五番弁論『ス

表 1

弁 論	訴訟形式	訴訟当事者	備考
1-1) 弁論中に言及が,実	際にはほかの訴訟刑	· が式によったもの)
Dem. 54. Konon Dem. 21. Meidias Isok. 20. Lokhites	dike aikeias. probole dike aikeias か	本人 本人 本人	
1-2) 実際にヒュブリスの	公訴によったもの		
Dem. 45. Stephanus I. 3-5. Is. 8. Kiron. 40-42.	graphe hybreos graphe hybreos	本人不明	結婚に伴うヒュブリス 母を同じくする姉妹の財産を乗 っ取る
Dem. 53. Nikostratus 16.	grape hybreos	悪意の第3者	第三者による告発となりえた例

そ

の場合、

告発者である話者と、

ヒュブ

、リスの被害者であるディオクレ

スの異父姉妹

がの夫

との

間 ò

の関係は、

^ 1

オクレスを媒介としたきわめて間接的なものである。

1 Ħ

7

ス 6

関係が、 デ

半口 る。

ンを媒介としたものであっ

た (系図参照)。

イサイオスによれば

そもそも話者と

あり、

ディ

オクレ

スはキロンの後妻の兄弟である。

ヒュ

ブリスの被害者である、

ディオクレ

半 デ

は

一度結婚してい

話者は最初の結婚で生まれた娘の息子、

すなわちキロ

0

ツ į, 、ファノス弾劾 が するもの 、解放奴隷でありながら自分の母と結婚したことを自分に対するヒュブリ 例 が かある。 ® 第四節)と、 前者は、 イサ ァ Ź ゙゙゙゙゙゙゙゚ ż ロド ス第八番弁論 P ス が、 義理の父に当たるフ マキ . H ン の財産につ ォ Çì 、 て ニ スの罪に価すると主張してい ル ξ の オンを訴えたものであって、 なかで言及される、 デ イ ォ フ ク V ォ ル ス に ₹

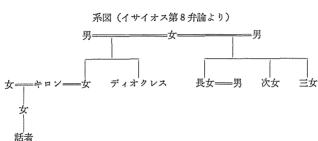
姉 は妹とその夫たちにたいするディオクレ 方イサイオスの第八番弁論では、 実質的な訴訟相手であるディオ スのふるまいと、 それにともなうヒュブリスの公訴 クレ スが Ü かなる人物であるかを示すために、

異父

ォ た

が デ ス簡単に言及されている(第四○―四二節)。 クレスには三人の異父姉妹がいた。 まずディオクレ スは彼女たちの父親が亡く なる

٤ の訴訟」 告発者については不明であるが、 いるがまだ係争中である、 陥れて市民権を喪失させた。 た。 と題する弁論があったことが伝えられているので、この訴訟は実行された可能性が高 養子にされたと偽って、 さらに異父姉妹のうち二人の夫がそれを不服として財産権を請求すると、 がこの公訴をさしているとすれば、 とする。 本来彼女たちが相続するはずであった遺産を不当にわがも ディオクレスはこの件についてヒュブリスの公訴に訴えられて 第四四節で言及されている 実際にイサイオスに 告発者はこの弁論の話者であると想定できる。 『ディ 「ディオクレスにたいする我 オクレ スの ٤ ブリスにつ 長女の夫を めと



(539)51

탭 スの異父姉妹の夫と、 !に敵意があったことは明白である。 告発者である話者との関係はさらに間接的なものであった。 弁論から想定されるとおり、 話者がヒュブリスの公訴の当事者であるとすれば、 一方で話者と、 被告ディオクレスとの

ィオクレスにたいする敵対関係が告発の動機であったと推定できる。

行を加えたならば、 らずニコストラトスは好意をあだで返し、アポロドロスの訴訟相手と手を結んだ。彼らはアテナイ人の少年に白昼、 表一一三にあげた、 かりに成功していれば悪意の第三者による告発となり得た事例であるといえる。 のバラ畑を荒らすように命じ、故意に話者のヒュブリスを誘おうとしたのである。 話者アポロドロスは、 ほかに実際には訴訟がおこなわれなくとも、 伝デモステネスの『ニコストラトス弾劾』(第一六節)の伝えるニコストラトスの一件がそれである。 自由人の少年にたいするヒュブリスの罪で話者を訴えようと企てていた、というのである。これは、 地所を接する同年輩の隣人ニコストラトスと、長年にわたってフィロスであった。 ヒュブリスの公訴によって敵対者を陥れようと謀る例をみることができる。 彼らは、話者が怒りのままに少年に暴 それにもかかわ

する敵意から意図された可能性が高 てであるが、そのうちニュストラトスの企ては、 弁論の話者であったとすれば、 は無縁のものとして描かれている。 第三者による訴訟であった可能性があるのは、 以上の六例から読みとれるのは、 遠い親戚のためというよりも、 ヒュブリスの公訴は実際には本人によるのが一般的であった、ということである。 一方、 ディオクレスに対する公訴については告発者が断定できないが、 弁論中にやらせであることが明示されており、 ディオクレスに対する公訴と、 ニコストラトスの場合と同様にヒュブリスの加害者にたい 結局実現しなかったニコストラトスの企 痛みを分かち合う精神と 仮に告発者が

ことができる。 に対する侮蔑が公共のこととして扱われるというヒュブ 実際には私訴の形式をとった場合にもヒュブリスの公訴に根拠をおいた説明が企てられていることからは、 アリストファネス(『雲』一二九六—九行、『蜂』一四四一行) に、 リスの公訴の精神が、 ヒュブリスを訴える訴訟が脅しとして用いら 理念としては定着していたことを読 市民

· ゲリアについてとりあげよう。

虐待のエ

イサンゲリア(エイサンゲリア

カコーセオース)は公職者追放の弾劾裁判と並んでエイサ

ンゲリアの一

種であり、

れていることも、 ヒュ ブリ スの公訴の存在がアテ 、ナイ社会に根付いていたことを示すものであるといえるだろう。

三 虐待のエイサンゲリア

ても 訴には両親に対する虐待と、 0 合について、 国 この公訴についてはデモステネスのマカル 同様の保護が加えられていたことがわかる。 [制』第五六章第一節とハルポクラシオンの 孤児・エピクレ 以下被害者と告訴者、 Ì 孤児虐待、 口 ス (女子相続人)・ 加害者の関係をみていくことにしたい。 そしてエピクレー カ タトス弾劾に法文が引用されているほか、® そのうち訴訟の実例を見いだすことの出来た孤児とエピ 両親にたいする虐待のエイサンゲリアについて、 \exists 1 . 七 オースの項にも言及をみることが出来る。 ロスの虐待の三種があり、 ほかに妊娠中の寡婦、 アリストテレ 告訴の実態を概観 これらから、 スの ク 空の家につ 『アテナ 1 虐待の公 P ス イ人 0) 場

告訴者が一定の得票を得られなかった場合にもなんら不利益を被ることがなかった点で、そのほかの公訴と比べても第三 に二件をみるにとどまる。 者にとってより告訴しやすい訴訟形式であったといえる。とはいえ虐待のエイサンゲリアの実例は、 まず、 デモステネス第五八番弁論『テオクリネス弾劾』に言及されている、 表二―一にみるよう 孤児虐待のエイ

かしこの事例が今日に伝えられているのは、 人に対しておこなったものである。 イオス第一一 この訴訟はテオクリネスが孤児の義父を訴えたものであり、 テオ 番弁論 クリネスによる告訴は、 「ハゴ ニアスの遺産について』 これも、 弁論の文脈の中では金銭目当てとして批判されていることに留意したい。 弁論によれば動機は孤児の財産であった。 弁論の話者がテオクリネスをおとしめるためにこ において問題とされている孤児虐待公訴は、 全くの第三者による孤児虐待のエ ō 1 孤児の後見人が共同後見 件に触 サンゲリ 1 アである。 るためで 次にイ

て』をあげることができる(次頁系図参照)。表二―二の、イサイオス第三番弁論『ピュッロスの財産につい次に、虐待のエイサンゲリアがほのめかされる事例として、

○年以上にわたって、その姉妹の息子エンディオスが養子として遺産を享受してきた。ところがそのエンディオスが子を遺さて遺産を享受してきた。ところがそのエンディオスが子を遺させにくなると、ピュッロスの城母と同名のクレイタレテを名がことにわたって、その姉妹の息子エンディオスが養子としまる女性(イサイオスの話者によれば本名はフィレ)が、ピュッロスの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はフィレ)が、ピュッロスの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はフィレ)が、ピュッロスの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はフィレ)が、ピュッロスの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はフィレ)が、ピュッロスの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの死後二乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はアレースの成者によればないまた。

アテナイの相続法においては、嫡出男子がない場合、嫡出のの嫡出女子であると称して相続権を要求する。

はそもそも養子エンディオスではなくフィレに属するものであおりエピクレーロスであったとするならば、ピュッロスの遺産産を管理することとされていた。それゆえ仮にフィレが主張ど産を相続し、エピクレーロスの夫が彼女の後見人としてその財娘がいるならばその娘がエピクレーロス(女子相続人)として遺娘がいるならばその娘がエピクレーロス(女子相続人)として遺

七

ュッロスの姉妹である自分の母親(A)の相続権を主張してい

出子ではなく私生児であり、

それゆえ相続権を有しないとして

フィレはピュッロスの嫡

それにたいしてこの弁論の話者は、

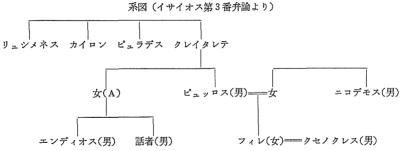
ったことになる

表 2

弁 論	訴訟形式	訴訟当事者	備考		
2-1)					
Dem. 58. Theokrines 32 ff.	孤児虐待公訴	第3者	孤児の義父に対して 動機は弁論によれば金銭		
Is. 11. Hagonias 15, 31.	孤児虐待公訴	後見人	共同後見人[孤児の方おじ] にたいして 目的は孤児の財産		
2-2) ほのめかされる虐待の公訴					
Is. 3. Pyrrus 46.	エピクレーロス 虐待	母方おじ・夫			
2-3) その他の訴訟					
Is. 7. Apollodorus 7.	2つの dike	(孤児) 母の後夫	後見人である父方おじにた いして 好意にもとづく		
Lys. 32. Diogeiton Dem. 38. Nausimachus Dem. 27, 28. Aphobus I. II.	dike epitropes dike epitropes dike epitropes	孤児本人 本人 本人	孤児の後見人にたいして		

る。 ることの方が常であった。 夫による、エピクレーロス虐待のエイサンゲリアの可能性がのべられている。 待のエイサンゲリアを起こしていたはずである、 問視して、 ٣ 仮 側 の証 すでに別の裁判で話者はいっ か に彼女がエピ 縁 仮にクセノクレス w たでしょう(第六二節・六三節)。 ぉ のもとにエイサンゲリアで訴えられ、自分の身と全財産を危険にさらすことになるのです。 から彼女を追い出すのであり、 ことができるのです。 えになりませぬよう。 クレ **b** のないク 、クレスは彼女のために財産権の請求手続きをとったであろう、とはみなさんがたの誰 し孤児・ ス 人に立った彼女の母方おじニコデモスを偽証罪で訴えているのである。 レスの (の死後二○年以上の間フィ 次のように述べている。 1々の誰も彼女を娶ろうとしないのを仮に知っていたならば、 ピュッロスと全くもって血 セ (訴訟) ノクレスが、 ۳ クレー (フィレ 以前においてすらピュッロスの叔父たちは、 ν さらに誰であれ彼女からそれを奪い暴力を加えるものは、 嫡出女子は自分の父祖伝来の財産を(請求手続きなしに . 口 スであったならば、 H レの夫 血縁によって彼らに属している彼女を手に入れ娶ることを許さなかっ スにたいする虐待は実際には該当する私訴によって訴えられ 私訴によって裁判にかけられるばかりではなく、 筆者) たん勝訴 ν しているが、 彼女の夫がもっと以前にエピクレ とほのめかしているのである。 彼らの甥に嫡出の娘が遺されて 父祖伝来の土地 筆者) 入手する 公に、アル 逆説的に 1

が自分の妻のことを嫡出子だと信じていたならば、 のために相続権が主張されてこなかったことを疑 この弁論ではさらに重ねて、 話者は、 一人お老 フィ ク セ



クセ /コン

デモ

ステネスの三八番弁論が伝えるナウシマコ

スの一件、

アフ

п

ス

虐

人後本人がディ 7 ス弾劾がつたえるデモステネス自身の事例は、いずれも虐待のエイサンゲリアが可能でありながら、 ケー ェ ピトロペース(養育についての私訴) の手続きをとって告訴をおこなっている。 実際には孤児成

利義務関係のない、 の二つの訴訟において孤児にかわって訴訟手続きをとったのは、 が財産を取り戻したとのべられていることから、 つの訴訟が言及されている。 またイサイオスの第七番弁論 母の再婚相手が、 この二つの訴訟の訴訟形式については弁論中に言及がみられないが、 『アポロドロスの財産をめぐって』においては孤児虐待に関して、 孤児のために訴訟をおこしていることが着目される。 これが私訴であった可能性をふまえるべきであろう。 孤児の義理の父であった。 動機は好意によるものとして 孤児とはまったく法律上の権 父方叔父にたいする一 この訴訟によって孤児 いずれにせよ、

兄が後見人を非難するものである。 によって、 た最年長の孤児本人である。 つづくリュシアスのデイオゲイトン弾劾の場合には、 後見人に対する訴訟がおこなわれている。 しかし現存するリュシアスの弁論は、 訴訟当事者はハリカルナッソスのデイオニュ デモステネスの場合と同じ養育の私訴ディ 孤児の援助要請のもと、 孤児の姉妹の夫つまり義理 シオ ケー スによれば成人し ェ ピ ト ----1

説明されている

としては第三者による訴訟が唱えられ、 の虐待のエイサンゲリアは法廷弁論に好んで言及されており、 に該当する孤児に対する虐待は、 リアを除けば、 たのは、 以上の事例からは次のようにいえるだろう。 母方叔父、 虐待のエイサンゲリアおよびそれにかかる案件において「何人でも欲するもの」として第一に期待され 義理の父、後見人、夫というごく近しいものたちであった。 多くの場合孤児本人により、私訴によって訴えられていたことを示している。 現実にはごく近しい親族と友人による訴訟が普通であったことになる。 金銭目当てとして非難されている、 これが公の問題とされていたこともまた確かである。 しかも訴訟の実例は、 テオクリトスによる虐待のエ イサンゲリア しかしこ サンゲ

・かに説明すべきであろうか

きる。 とも忘れてはならない。それゆえここでいったん章をあらため、殺人訴訟の特殊性に留意しつつ、殺人訴訟における第三 可能であったため必然的に第三者の介入を必要とし、その点公訴と同様、 筆者は、殺人訴訟における第三者訴追がこの問題に光を投げかけると考える。殺人訴訟は、被害者本人による告訴が不 しかし告訴の義務が基本的に親族にあると規定されている点で、「何人でも欲するもの」による公訴とは異なるこ 第三者による訴訟形態であるとみなすことがで

① ただしアテナイ法における公訴・私訴の概念は、近代法のそれと一

者と被害者との関係について検討することにしたい。

(Arsitoteles], Athenaion Politeia 9.1

〈これにより〉大衆は最も勢力を得たといわれる。」(村川堅太郎訳)いを求めることのできる点で、第三には法廷への審理の回付であり、い、次には何人でも欲する者は不正を加えられている人々のために償り、次には何人でも欲する者は不正を加えられている人々のために償い、そして最も重大なのは身体を質にとって金を貸すことの禁止であて、前略)ソロンの制度では次の三点が最も民主的に見える。第一

Plutarchus, Solon 18

告訴して懲罰するような都市だ』と答えたそうだから。」(村川堅太郎告訴して懲罰するような都市だ』と答えたそうだから。」(村川堅太郎に別と訊かれて、彼は『被害者に限らず被害のなかった者も加害者を他の各部のように、互いに同じ感覚をもち、苦痛を分かち合うような体の各部のように、互いに同じ感覚をもち、苦痛を分かち合うような体の各部のように、互いに同じ感覚をもち、苦痛を分かち合うような体の各部のように、近いに同じ感覚をもち、苦痛を分かち合うような体の各部のように、近いに同じ感覚をもち、苦痛を分かち合うような体の各部のように、近いに関連をも、一般に関する。

訳

- Osborne, R. G. (1985), 'Law in Action in Classical Athens',

 JHS 105, 40-58.
- Osborne をあげることができる。Harrison vol. 1 (1971), p. 77 は、 衷的見解にたつ。つぎに⑴の側面を強調するものとして Harrison と、 8) も同様に、個人にたいする傷害が国家にも害を与える、として折 されかであるとして、両論を併記している。Bonner & Smith (1930-めか、(2)犯罪が深刻で、直接被害を被らないものをも害したか、のいず された理由として、1)対象とされる被害者に告訴の能力がなかったた 対象としない犯罪についても公訴が適用されたのは、 る。Osborne (1985), p. 41 もこれをそのまま踏襲し、 いる。ソロンの改革の柱の一つである、身体を抵当にした借財の禁止 (1)の側面を強調し、それをソロンの公訴導入の目的であるとみなして (1905-15), p. 239f. をあげることができる れた点を強調するものとして、Calhoun (1927), p. めつつも、公訴の存在理由としてそれが国家にたいする犯罪とみなさ よる訴追が不可能であったため、と理解している。一方20の側面を認 MacDowell (1978), p. 57 せい 当事者訴追制度のもとでは実効性を持たないためである、とす 個人にたいする加害が公訴の対象と 72 ff. J., Lipsius 同じく被害者に 特定の個人を

- (6) Fisher (1992), p. 45
- 7 Fisher (1900) p. 123
- 8 Ibid. p. 133. Osborne (1985), p. 41
- 之「アテナイのシュコパンテス」(平田隆一・松本宣郎編 『支配にお **頁以下。またシュコファンテスをめぐる議論については、他に長島武** ける正義と不正』、南窓社、一九九四年所収)がある。 衆訴追」『史学雑誌』一〇二巻四号、一九九三年、一七—一八、二二 宮崎売「古典期アテナイのシュコファンテスーアテナイにおける民
- Fisher (1993), p. 37.

『コノン弾劾』第一節

- passim
- られているが、訴訟当事者と被害者の関係を問題とする本稿にはかか ほかにヒュブリスの公訴をうかがわせる弁論の表題がいくつか伝え
- ⑭ Fisher はこれをヒュブリスの公訴と断定している。 おそらくアリ

- ストファネスは公訴を念頭に置いていたのであろう。 Fisher (1992),
- をはたらき、または違法行為をはたらくならば、定めの範囲内で罰金 かなるヒュブリスもはたらかしめねこと。かりに何人かがヒュブリス こと。これらについて責を負い、何人にもこれらのものにたいしてい 妊娠しているとして亡夫の家にとどまるすべての女性に資を負うべき Dem. Macartatus 75.「アルコンは孤児・エピクレーロス・空の家!
- 廷が、彼が受けあるいは課せられる罪科を決すること。」

衆法廷にエイサンゲリアで訴えること。かりに有罪となれば、民衆法 われるならば、ふさわしいと思われる罪科を記し五日前に召還し、民 を課することができる。そしてかりに犯罪者がより厳罰に価すると思

- Wyse, W. ed. (1904), The Speech of Isaeus, p. 350
- 17 人に対する訴訟を列挙している。 Harrison (1971), pp. 115-121 が、エイサンゲリア以外の、 、後見

第三章 殺人訴訟の当事者たち

殺人の法)。この法は、六二一/六二〇年以降のある時期にドラコンによる法律編纂によって制定され、前四世紀にも継続 して用いられていた。同法制定時のアテナイにはいまだ公訴制度が導入されていなかったことから、私訴であるとみなさ 殺人訴訟に関する法律は、古来アテナイにおいて前七世紀末の法律制定家ドラコンに帰せられてきた。我々はその法文 IG Iº. 104 の碑文とデモステネスによる法文の引用 (『マカルタトス弾劾』 第五七節) から知ることができる (ドラコンの

ドラコンの殺人の法においては、訴訟に関与すべきものが次のように定められていた。

らのものがいないならば、 させることが許される。 反対するものがあれば優先される。 赦免は、 タイがそれが故意に基づかないと判断したならば、 父あるいは兄弟あるいは息子がいるならば、 五十一人が、 いとこの息子およびいとこまでの範囲の人々によって、全員が赦免を欲する場合に赦免があたえられる。 これらのものの何人も存在せず、 かつ殺害者が故意ならず殺害を犯し、 家柄にしたがって十人を選出する (第一三—一九行)。 それらの全員によって与えられる。 フラトリアの成員のうち十人に、 彼らがそれを欲する場合に殺害者を入国 反対するものがあれば優先される。 五十一人の裁判官とエ

った。これらのものが和解に同意すれば殺人者は亡命を解かれることになったのである。 の代表者の三段階に分けられている。 無意志殺人をおかして亡命中の殺害者と和解する権利を有する人々が、親子兄弟、 フラトリアとは共通の祭儀を持ち、 父系親族を包含する、父系の疑似血縁集団であ アンキステイス、 フ ラトリ 7

の息子、義理の父、フラトリアの成員が共同して起訴をおこなうべきこと (第二〇一二三行)。 いとこといとこの子までの範囲のものによって、 殺害者に対してアゴラにおいて公告がなされるべし。 いとこといとこの子、 義理

次に、訴訟手続きについては次のように定められていた。

ち親子兄弟おじ等と共同して、ということであろう。 ® にかかわるべきこととされている。「共同して起訴をおこなう」というのは、法文中に明示されていない近親者、 殺人者にたいするアゴラでの公告がアンキステイスに委ねられ、 アンキステイスと姻族それにフラトリアの成員が起訴 すなわ

を惹いてきた。 人にも流用することができたかどうか、 ドラコンの法の規定する私訴とは別に殺人にかんする公訴の形式が存在したか否か、 親族以外の第三者が故人のため殺人の私訴をおこすことが出来たか否かが問題と そのほかの公訴を殺

ドラコンの殺人の法において、殺人という重大な問題が基本的に親族による私訴にゆだねられている点が研究者の関心

されている。しかしここではそれらの法制史的な問題に正面からとりくむことはせず、誰が復讐を期待されていたか、と

一 殺人にたいする復讐意識

る 族に課せられていた。 人のフラトリア成員の順位が明記されている。 まず、ドラコンの法にあらわれる人々について確認する。ドラコンの法においては、既にのべたように告発の義務が親 さらに無意志殺人の場合に殺害者を許す権利を持つものとして、親子兄弟、 親族の中でも、 親子兄弟がいれば彼らにすべてが委ねられていたのであ アンキステイス、

二九節)、親戚(アンティフォンの第四番弁論四の第一一節、デモステネス第三七番弁論第五九節)があげられている。 また訴訟をおこすことが予想される人々として、息子(アンドキデス第一番弁論第九四節)、兄弟(デモステネス第五八番第二八 六番弁論第二〇節)、 一二─一一三節)、親戚(デモステネス第二一番弁論第一○四節、アンティフォン第五番弁論第五九節)⑤ 次に法廷弁論においては、息子(アンティフォン第一番弁論第一節、リュシアス第一〇番弁論第三一節)、兄弟(アンティフォン第 姉妹の夫(リュシアス第一三番弁論)、父親(アンティフォン第三番論第二節)、フィロスたち(リュクルゴス第 が訴訟当事者として現れる。

は友人と親戚という、ごく限られた人々であった。 味な語で記されている点を

重視するならば、 殺人訴訟の当事者となり、 フィロス(友人)と表現される人々は、 あるいは当事者となることが期待されていたのはしたがって、親子兄弟、 実際には故人の親族をふくんでいた可能性もあるわけであるが、 血縁・非血縁に関わらず、親しい人間をさしていたと解釈すべきであろう。 義理の兄弟のほかに

その一方で被害者のための復讐意識はより広範な人々に期待されていた。 これをアンティフォンの第一 番弁論

『毒殺にかんする義母弾劾』と題するこの弁論は、 父親の毒殺に関して、 父親の妻、 すなわち話者の義母が父親の殺害 ブリスの公訴と同様の状況であるといえるだろう。

するなかで、 を計画したのであるとする訴えである。 復讐の必要性が再三語られてい 義母と、 義母の殺害行為を知りながら父のために復讐しようとしない義兄を糾弾

す」(第二九節)「これが、子どもであった私に、 アゴラトスにたいする復讐が、兄弟と、 請する対象は、 人とし、 して、そもそもこの訴訟が故人自らその息子に要請したものであること、さらには殺人の被害者が自らのために復讐を要 かし復讐意識が求められる対象は、 弁論の最終部では、 誰によって殺害されたのかを語り、 一般的に友人と親族とであったことが語られる。 「かりに死ぬ前に時間がありそれが可能であるならば、 遺言の床に呼ぶことのできた人々に限られなかった。 妻の兄弟、友人たち、息子にたいして遺言されていたことを思い出された 殺人犯の名を明かし、 父が、 死に至る苦しい病に臥せりながら託したことです」(第三〇節)と 本論冒頭に掲げたリュシアス第一三番弁論でも、 不正を被った自分のために復讐することを託するので 自分の友人と親族とを呼び集めて証 まず話者は弁論の冒頭部で、

法と、 1, 一節においても陪審員にたいして死者のために復讐が要請されている。 死者と、「陪審員のみなさんの縁続きである」話者とのために復讐することを求めている(第三・四節)。 リス市民は、 故人とその親族に対して復讐の義務を負っているとするのである。 親族は亡くなった本人にたいして復讐の義務を負 様 に第二

これは故人を支える第三者がごく近しい間柄のものに限られていた点において、 H スがこれを援助していたこと、 これらの考察からは、 復讐の手続きを実際におこなうものとしては親子・兄弟が真っ先にあげられ、 一方ポリス市民は観念的にのみ復讐を求められていることをみることができるのである。 先に見た、 虐待のエイサ ほかに親族とフィ ンゲリア、 ٢

もそも形式が異なっていた。それゆえ次に、殺人訴訟における親族以外のものの関与の可能性について、 その一方で殺人訴訟は、 殺人の私訴がそもそも親族に属するものとみなされていた点で虐待・ヒュブリ 殺人者に対する スの場合とはそ

復讐が

ÿ

・かなる第三者によって求められ、

またいかなる第三者にたいして求められていたかに焦点をあてて検討する。

二 非血縁者の復讐意識

説にとっても重要な論拠とされてきたデモステネスの第四七番弁論をとりあげる。® が親族に限られていた、とする限定説、 親族以外のものにも開かれていた、 とする非限定説。 従来いずれの

もとをおとずれるのである。このエクセーゲーテースの発言が、ドラコンの法解釈上問題とされてきた。 られてから六日後に死んでしまう。そこで事後処理について相談するために、 好意によるものとされている。ところがこのとき、差し押さえの人々の暴力によって彼女は喉に傷をおう重傷を負い、殴 っていたのは「おいた乳母であり子守奴隷であった人の欠乏状態を見過ごすべきでは」ないと話者が考えたためであり、 って解放された女性が、年をとって話者の家へ戻っていた。話者とその妻が法律上の関係のもはやないもと乳母を引き取 さえのために話者の家を訪れた際の出来事が挿入されている。このとき、 連の訴訟の過程が説明される中でテオポンポスの兄弟エウエルゴスと、彼らの姉妹の夫であるムネシブロスが家財差し押 なわれた裁判であり、 この 『エウエルゴスとムネシブロスの偽証について』は、 訴訟相手テオポンポスの証人エウエルゴスとムネシブロスを話者が偽証罪で訴えたものである。 トリエラルキアの引き継ぎをめぐる一連の訴訟の過程でおこ かつて話者の乳母であり、 話者はエクセーゲーテース その後話者の父によ (神事解釈者)

忠告の両方にわたっていることになる。 忠告もするかを尋ねるが、 ゲ いていた事情を説明する。 ーテースは忠告に移る 工 クセーゲーテースにこの一連の出来事を説明するに当たって、まず乳母の善良さにふれ、また彼女を家にお 話者が両方、 その説明をきいてエクセーゲーテースはまず彼に、神の法を解釈するにとどめるか、 まず浄めと、神の法のうえでの復讐について解釈をおこなったあとで、 と応えたので、以下のエクセーゲーテースの発言は解釈と 「話者の便宜になる」 それとも エクセ

をおこなわず、第二に犯罪者と殺害者をアルコンバシレウスの前には差し出さないように。それというのもあなたの話からすると、 あわせたのはあなた自身ではなく、 あなたにはほかに証人がいないのであるから、 第一に名指しでは (殺人者にたいする) 公告

彼女はあなたの親族でもなく奴隷でもないが、法は告発をこれらのものについて命じているのだから。

ば悪意の的となるでしょう。そうではなくあなた自身と家を浄めたならば、 そのようにしてもしもパラディオンの法廷であなたと妻と子どもが宣誓をおこない、 あなた方自身と家に呪いをかけるならば、 の方法で復讐するように(第六九、七〇節)。 一に人々の間でのあなたの評判は落ちるだろうし、 第二にもし彼らが無実とされたならば、 あなたは偽証罪に問われ、 出来る限り不幸に耐え、もしも望むならばなにかほか 勝ったなら 第

以上の忠告をうけ、ドラコンの殺人の法をアゴラで確認した後、 彼はフィロスすなわち友人たちの忠告をもとめ、 結局

告発を断念した。その心境を彼は

あなたがたに偽証をし、 ていたしませんでした。私は自分自身を愛するほどにはかれらを嫌っていないからです(第七三節)。 自身と息子と妻にかかる宣誓をすることは、 どれほど彼らを糾弾することが魅惑的であったとしてもあえ

と説明している。

敗訴した場合には宣誓が偽りであった疑いを、勝訴した場合にもさらなる悪意を招くというのである。 乳母のために訴訟をおこすならば、復讐の義務のない彼女のために家とわが身を危険にさらすことが周囲 の批判を招き、

して原告の復讐心をくみ取っていることを読みとることができる。さらにそれが法廷においてわざわざ表明されているこ のの、原告が血縁にもとづかない、もと乳母のための復讐を熱心に望んでいたこと、またエクセーゲーテースも忠告に際 このエピソードからは、 法廷の親族のための告訴が妥当なこととされていたこと、その一方で、最終的には断念するも

ととして共感され得たことを知ることができるのである。 とからは、かならずしも血縁を伴わない親しきものの殺害に関して復讐の意識を感じ、また復讐を望むことが、妥当なこ

復讐の理念は血縁にない友人に対しても意識され、 すなわち殺人訴訟において、実際の手続きは子・親・兄弟という近い親族がおこなうものとされていたが、その一方で 親族に課せられ、 前節でアンティフォンについてみたように広くポリ

にひろがりながら、実際の関与者は近しいものにかぎられている、という状況をここにもみることができるのである。こ ス全体に及んでいたのである。 先に、虐待のエイサンゲリアとヒュブリスの公訴について得た、復讐の理念がポリス全体

れはなにを示しているのであろうか。

復讐と、公共に対する侵害という、公訴の精神の二つの側面の関係を説明するものでもあるだろう。 次節に示すように、その二つともを貫く一つの論理に支えられていたと考えることができる。それはまた、 実態と、ポリス全体に拡がる復讐の理念とは、理念と実態という異なる次元に位置しながらも対立関係にあるのではなく、 結論を先取りするならば、 むしろ公的訴追制度の構成原理を示すものであるととらえる。実際の関与者が近いものに限られていたという制度の 筆者はこの状況を、 公的訴追制度やアテナイ社会における公共の正義の無力を示すのではな 個人のための

三 プラトンにおける、殺人の公訴と親疎の論理

ず最初に引用するのは、プラトンのエウテュプロンの冒頭で語られる、父の殺人を訴えようとするエウテュプロンとそれ に異議を唱えるソクラテスとの対話である。 次にあげる二つの主張が二つながらプラトンによってなされていることが、それを説明していると考える。

まさか他人のために、君がお父さんを殺人で訴えでたりするはずがないだろうからね (ソクラテス) で、だれか身内の人なのかね君のお父さんに殺されたのは?それとも、そんなことはもうわかりきったことかね。

すべきなのであって、 卓をともにする者であるなら、 にお考えになるとは。 (エウテュプロン) おかしいですよソクラテス、 殺されたものが他人であるか身内であるかによって 何か 違いでも出てくるよう もしもそれが正当であった場合には放任し、 いったいあなたは、殺した者のその殺害行為が正当なものであったかどうかというただこの一点だけに注目 是非とも訴え出なければならない、 というふうにはお考えにならないのですか 正当でなかった場合は、 かりにも殺人者があなたとかまどや食 (後略)。(プラトン

のである。

『エウテュプロン』四b四―c一 今林万里子訳)。

い テュプロ か否かの一点である、 身内の わ ば罪の平等の論理を持ち出しているのである。 エウテュプロンはそれをまったく否定し、殺害者はそれが何人であれその罪によって裁かれるべきであるという、 ンが反論し、 人間が殺されたのでもない限り、 とのべている。つまり、ここでソクラテスが故人とのフィリアを告訴の動機として重視するのに対 殺された者が他人であろうと身内であろうと関係ない、 自分の父親を殺人罪で訴えるはずがない、 問題は殺した者の殺害行為が正当であった とのべるソクラテスに対して、 二 ゥ

描 0 の側であることから、 い問題として、 いているのである。 ~ ウテュプロンがこの件で気が触れたとみなされていること、 親族のための告訴を他人のための告訴に優先し、 プラト ・ンの見解はソクラテスのもとにあったとすることができるだろう。 この弁論で説得者の役割を果たしているのはソクラテス エウテュプロンの語る公平無私の平等の正義を否定的に ブラト ンはここでモ ラ

その同じプラトンが、『法律』においてはつぎのように、任意の第三者による殺害者の告訴を認めてい 殺されたもののために復讐したいと望むどの人によってでも、そのもの(告訴の義務を果たさなかったいとこまでの近親者

のための復讐とされている。 告発の義務を果たさなかった近親者を穢れの罪でうったえることが「何人でも欲するもの」に許され、 は告発されてよいことにする(プラトン『法律』八七一b つまりここではあたかも公訴と同様に、 森進一、池田美恵、 故人のための復讐があらゆる第三者に許されてい 加来彰俊訳)。 その動機が故人

人のための告訴に優先することをよしとする親疎の論理に基づくものであったことを意味している。 ることは、 エウテュ プラト プ P ン ニ ンにおける殺人の公的訴追が、 において親疎の論理を優先したその同じプラトンが、ここでは、 公平無私な第三者による訴追をさすのではなく、 いわば殺人の公的訴追を唱 親族のための告訴を他

とするアリストテレスの考えに、そのまま対応しているのである。

Gagarin (1981), p. 55

- 史については後日改めてとりあげたい。 可能性を否定せず、むしろ論証しようと試みている。それ以降の研究 川論文に詳しい。 ただし D. MacDowell の見解を氏は限定説とみな しているが、筆者がみる限り彼は親族以外の第三者が訴訟をおこなう 先行研究については第一章注⑮を参照のこと。研究史については村
- ある。これを父の死についての訴えであったとする解釈については、 第三一節に、成人するやアレオパゴスにたいして三〇人を訴えたと
- であったとされる。 Lamb, W.R.M., Lysias (Loeb Classical Li ただしエンデイクシスによる略式逮捕をおこなったのは故人の兄弟

MacDowell (1963), p. 67 および Lipsius (1905), p. 126 f. に拠る。

- が親族であることが推定されている。Gagarin (1979), p. 305 アンティフォン第二番弁論の第一弁論についても、第三節から話者
- ただし MacDowell (1963), p. 16 はこれらを遠い親戚とみなして
- 事件でアポロドロスを訴えたものであり、偽証罪によりステファノス 区のステファノスが、アポロドロスをおとしめるために、偽りの殺人 あろう。これは、元来アポロドロスと敵対関係にあったエロイアダイ ては、上記の他にデモステネス第五九番弁論第一○節が伝える、アカ ルナイ区のアポロドロスにたいする殺人訴訟をとりあげておくべきで 被害者と訴訟当事者との関係が明らかな、殺人に関する訴訟例とし

は敗訴している

- たいする反論として Grace (1975)。 これを非限定説の論拠とするものに、 MacDowell (1963)。 それに
- したがうならば「法は告発を、親戚や奴隷の為にあると命じている」 Grace にしたがい所有の風格ととるならば、「法は告発を、親戚か主 の意となる。 Grace (1975), p. 9. MacDowell (1963), p. 14. Evjen 人に関することと命じている」の意となり、MacDowell や Evjen に 原文 οἱ δὲ νόμοι τούτων κελεύουσιν τὴν δίωξιν εῖνα?. τούτων &
- Gagarin (1979), p. 311. あると偽証しないかぎり、話者による告訴は不可能であったとする が、それに反論してガガーリンが、ここでの宣誓は被害者との続柄に ついての宣誓ではないことを指摘しており、筆者もそれにしたがう。 限定説ではこの箇所を根拠として、話者が被害者にたいして親族で
- もと乳母の殺害が、原告にとって如何に重大事であったのかを強調す るためであろう。 る復讐が陪審員によっても当然想定され得たことを示すか、あるいは めの復讐を断念するに至った過程を丹念に語っているのは、 話者がもと乳母の殺害を糾弾するだけではなく、そのもと乳母のた
- 個人にたいする復讐が動機とみなされている点に着目するものである。 する侵害の側面をもっぱら指摘されているが、それにたいして筆者は、 がれにたいする公的訴追を殺人の公訴の代用物とみなし、公共にたい 題とみなされていた可能性を指摘しておられる。ただし氏は殺人のけ 小田論文(一九六八年)がすでに、プラトンにおいて殺人が公の問

ことができるだろう。

のである。

その意味で公的訴追制度がささえるポリスの公共性は、

つまりプラト

ものであったことが示された。

もの」による訴訟は、

個人を中心とするごく狭い範囲のフィロスたちがより疎遠な市民たちよりも率先してささえるべき

ンにおいては親疎の論理が公的訴追制度の精神に適うものとみなされて

私的な人間関係の延長線上に成り立っていたと、

結びにかえて

害者にかわって訴訟当事者となったのかに対象を限って検討した。これまでの考察結果から次のようにいえるだろう。 本稿では古典期アテ ケナイに おいて個人をとりまきささえていた人間関係の一端を、 訴訟において、 いかなる第三者 被

て個人を実際にささえていたのは、 かかわらず虐待のエイサ いフィロスであった 第一に、 公訴は法文上任意の第三者にゆるされており、 ンゲリアとヒュブリスの公訴、それに殺人訴訟をみるかぎりでは、 個人を中心とする親子兄弟、 また民主制の精神を具現するものとして称揚されていた。 法律上の権利義務関係をもたない義父や義兄等のごく狭 第三者による訴追形式に にも

倫理的背景であると考えられる。 きくなかったのであろう。公訴制度が存在しながら実際には親しい人のみが被害者のために加害者を訴えたことの、これ もとづき被害者と相互扶助関係にある。しかし家族・親族・友人ほどにはフィリアも、被害者に対して果たすべき正義も大 けた個人に対するより積極的な援助をおこなった。 めとみることができる。 第三に、 第二にこれは、 プラトンの フィリ 『エウテュプロ 家族・親族・友人等の狭い範囲のフィロスたちは、そのフィリアの程度の強さに応じて、 アの程度に果たすべき正義が対応している、 しかもこの親疎の論理が積極的にモラルの問題として主張されていたことに留意したい。 ン』と『法律』 一方一般のポリス市民は、より広い意味では同胞市民間のフィリアに の対比によって、 というギリシア的な倫理規範が現実に適用され 少なくともプラトンにとって、 一何人でも欲する 加害をう たたた

. .

基づいていたと考えることで、一つのものとしてとらえることができる。フィリアに基づく被害者のための復讐は 第四に、 被害者のための復讐と公共にたいする侵害という公訴に内在する二つの側面も、公的訴追制度が親疎の論理に

体全体をフィロスとみなすとき、公共の問題となる。アリストテレスが『ニコマコス倫理学』において民主政において最 も多くのフィリアが存在すると述べ、『アテナイ人の国制』 において公訴が民主制に適うものとされていたことを思い出

うに、ポリス共同体の下辺にあってポリスの公共性の一端を支えていたのである。 はならない。フィリアにもとづくさまざまな私的紐帯は、本稿でも公訴制度の担い手としての積極的な関与を確認したよ に潜む私的な要素に焦点をあてたものであるといえる。しかしながら逆に、私のなかに潜む公的な要素についても忘れて されたい。 公的訴追制度が私的な人間関係の延長線上に成り立っていたことを指摘した点において、 フィリアと民主制との関連が次に問われるべきであろう。 本稿は、 Ç わば公共性のなか

文脈の中で用いられていたのかを、 たのか、という本稿の問題をより具体的に検討するためには、 てフィリアと公的訴追制度の関係を検討することはできなかった。またフィリア概念がアテナイ社会をいかに規定してい ただし本稿の考察は前五世紀末から前四世紀にかけての史料を対象としたものであり、ソロンによる公訴導入時に遡っ 様々なレヴェルの史料について考察することが不可欠であろう。今後の課題としたい。 フィリアの語がそれ自体としてアテナイにおいていかなる

ことができなかった。
それらの高度な公共性と、フィリアの論理との関係について考察すると存在していたことを否定するものではない。ただし本稿においてはと存在していたことを否定するものではない。ただし本稿においては

(I)

唆をうけるところが大きい。 本エディタースクール出版部、 一九九〇年)、 一一七―一二二頁の示本エディタースクール出版部、 一九九〇年)、 一一七―一二二頁の示

一九九二年度文部省科学研究費補助金 (特別研究費奨励費)による研究成果の一部である。)

(本論文は、

'Philia' and the Polis in Classical Athens

bv

Kurihara Asako

Polis society in Classical Athens consisted of various personal relationships which governed the private and public life of each individual citizen. We can cite, for example, the relationship between father and son, kinship, friendship, and social associations such as families, hetaireias, phratries, demes, and the polis community itself. Since the polis was a body of citizens, it could be said that the moral principles which regulated private and public social relationships among individual citizens at the same time provided the basis for the social and political structure of the polis.

In this article, the authour focuses on one of these moral principles: the concept of 'philos' and 'philia' among the Greeks. All who were in close relationships, either kin or non-kin, from brothers to co-citizens, could be referred to by the general term 'philos' (philoi). 'Philia' referred to the ties among the 'philoi.' The author attempts to determine which social relationships supported public suits in Athens. In the Athenian legal system, any citizen who wished could prosecute offenders in certain public suits. The author concludes that those who took up public suits on behalf of an injured party as the prosecutors were, in fact, mainly those with close ties to the injured party, and not the citizens in general provided for by law.

This situation corresponds to the moral principle concerning 'philia' among the Greeks. The Greeks thought that the amount of justice one owed to another person depended on the amount of 'philia' with him. For this reason, justice for the damaged person in public suits was supported mainly by the close 'philoi,' who were more obliged to do justice for the damaged and not so much by citizens who were not as close. Thus the concept of 'philia' and the moral principle concerning it supported the system of public suits itself and influenced the ideal and practice of public justice in Athens.